資料２

平成16年度において

講じようとする食料・農業・農村施策

（案）

（食料・農業・農村政策審議会第11回施策部会用資料）

目　　次

概　　説

1　施策の背景…… 1
2　施策の重点…… 2
3　財政措置…… 5
4　立法措置…… 5
5　税制上の措置…… 5
6　金融措置…… 6
7　政策評価…… 7

Ⅰ　食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

1　望ましい食料消費の姿の実現…… 8
2　生産努力目標の達成に向けた施策……11
3　食料の需給に関する動向把握と情報提供……22

Ⅱ　食料の安定供給の確保に関する施策

1　食の安全・安心の確保……23
2　食品産業の健全な発展……34
3　農産物の輸出入に関する施策……38
4　不測時における食料安全保障……40
5　国際協力の推進……40

Ⅲ　農業の持続的な発展に関する施策

1　望ましい農業構造の確立……43
2　専ら農業を営む者等による農業経営の展開……45
3　農地の確保及び有効利用……45
4　農業生産の基盤の整備……46
5　人材の育成及び確保……48
6　農村における女性・高齢者対策等の推進……51
7　農業生産組織の活動の促進……53
8　技術の開発及び普及……53
9　農産物の価格の形成と農業経営の安定……56
10　農業災害による損失の補てん……59
11　自然循環機能の維持増進……59
12　農業資材の生産及び流通の合理化……63

Ⅳ　農村の振興に関する施策
1　農村の総合的な振興に関する施策……65
2　中山間地域等の振興に関する施策……72
3　都市と農村の交流等に関する施策……77

Ⅴ　国際交渉への取組
1　ＷＴＯ交渉における取組……80
2　ＦＴＡを含む経済連携への取組……81

Ⅵ　団体の再編整備に関する施策
Ⅵ　団体の再編整備に関する施策……82

Ⅶ　その他重要施策
1　米政策改革大綱の具体化に向けた取組……84
2　政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進……86
3　農林水産分野の情報化と電子政府の実現……87

Ⅷ　施策を総合的かつ計画的に推進するための取組
1　政策評価……88
2　財政措置の効率的かつ重点的な運用……89
3　情報受発信の推進……89
4　コスト構造改革……89
5　国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携……89

参考　平成16年度に開催予定の審議会等……91

概　説

1　施策の背景

食料は、人間の生命をはぐくみ、維持していくうえで不可欠なものであり、健康で充実した生活の基礎として重要である。我が国は、生活水準の向上に伴いかつてないほど多様で豊かな食生活を享受しているが、その一方で、食料自給率の低下、農業者の高齢化、農地面積の減少、農村の活力の低下等が進行している。

このため、平成11年に食料・農業・農村基本法が制定され、翌12年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、食料の安定供給の確保、農業のもつ多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という基本理念の実現に向けた施策を講じている。また、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）の発生等、食と農に関する様々な問題が顕在化したことを踏まえ、14年に「「食」と「農」の再生プラン」を策定し、消費者に軸足を移した農政の展開や米政策改革の推進等、各般の農政改革を進めている。

しかし、現状をみると、食の安全と安心に対する国民の信頼の回復は十分なものではなく、農業の構造改革は土地利用型農業を中心として依然として遅れており、農業の多面的機能の発揮や農地等の維持・管理に支障が生ずる事態に至っている。また、ＷＴＯ農業交渉やＦＴＡ交渉への取組が加速するなかで、我が国の農業・農村の持続的発展のあり方が問われる状況にある。

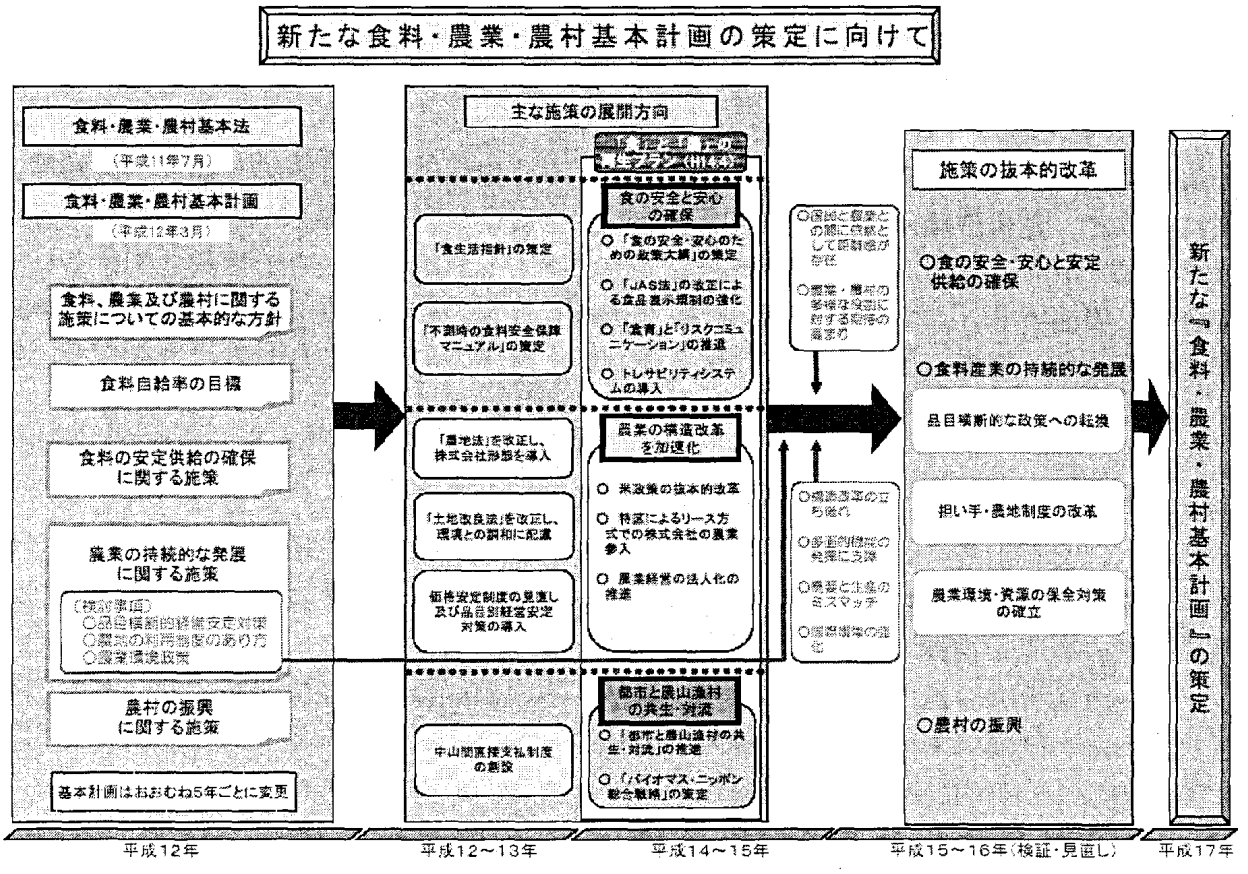

こうしたなかで、基本計画については、基本法において、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね５年ごとに見直すこととされていることから、17年３月に新たな基本計画を策定すべく、見直しを進めているところである。この見直しに当たっては、農業構造のさらなる改革、食料の安定供給の確保、環境の保全を重視した農政の実現等の視点に立って、施策の徹底的な検証と見直しを行うことが重要である。特に、現行の基本計画決定時からの課題として、①意欲と能力のある農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行、②担い手・農地制度の改革、③環境保全を重視した施策の一層の推進と農地や農業用水等の資源の保全のための政策の確立について、本格的に検討することが求められている。

また、食の安全・安心の問題については、消費者の支持があってこそ我が国の農業・農村の持続的発展が可能になるとの考えをさらに根本に据えて施策を強化していくことが重要である。

これらの農政改革は、現下の喫緊の課題であり、その範囲は食料・農業・農村の各施策分野に及ぶことはもとより、国民生活に直接結びつくものであることから、国民的な関心と理解を得ながら、より一層スピード感をもって推進していく必要がある。

本書は、以上のような基本認識のもと、15年度における食料・農業・農村の動向を考慮して、16年度において講じようとする施策を取りまとめたものである。今回は、現行の基本計画に沿った構成を基本としたうえで、「施策の重点」において、重点的に推進すべき施策を図表等を用いてわかりやすく説明するとともに、ＷＴＯ農業交渉やＦＴＡ交渉に関して、新たに「国際交渉への取組」の章を設けることとした。

２　施策の重点

食料・農業・農村基本法に基づいて策定されている現行の基本計画の目標及び課題等の実現に向けて、食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開する。なかでも、関係府省と連携した食の安全・安心を確保するための施策や米政策改革、都市と農山漁村の共生・対流等、既に方向付けがなされ、取組が行われている施策については、迅速かつ機動的な推進を図る。

(1) 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

望ましい食料消費の姿を実現するため、食生活指針の普及・啓発を図るとともに、「食を考える国民会議」、食育推進ボランティアの活動等により、食育について全国及び地域段階での取組を推進する。

また、生産努力目標の達成に向けて、耕種部門と畜産部門の連携等により、産地の特色を活かした新鮮でおいしい農産物の供給体制の確立、水田農業ビジョンの実現を支援する産地づくり対策、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成等を推進する。

(2) 食料の安定供給の確保に関する施策

食の安全を確保するため、食品安全委員会がリスク評価を、厚生労働省、農林水産省等がリスク管理を確実に実施する。また、消費者の安心と信頼を確保するため、食品表示やＪＡＳ規格の適正化、農畜水産物の生産から流通に至る各段階における生産流通履歴情報把握、消費者等とのリスクコミュニケーション等を実施する。

【図　食の安全・安心確保対策】作成中

さらに、食品産業の健全な発展を図るため、食品製造業と農業との連携強化、卸売市場流通をはじめとする食品流通の構造改革等を推進する。

加えて、農林水産物・食品の輸出促進に向けた総合的な支援体制を確立するため、輸出環境の整備、日本ブランドの輸出促進活動への支援、産地・生産者の取組への支援等を推進する。

(3) 農業の持続的な発展に関する施策

米政策改革大綱（平成14年12月）に則し、米づくりの本来あるべき姿を遅くとも22年度までに実現するため、生産調整方式の見直し、産地づくり対策や担い手経営安定対策、流通制度の改革等の取組を本格的に実施することにより、自らの発想と戦略に基づく地域の特色ある水田農業の展開を推進する。

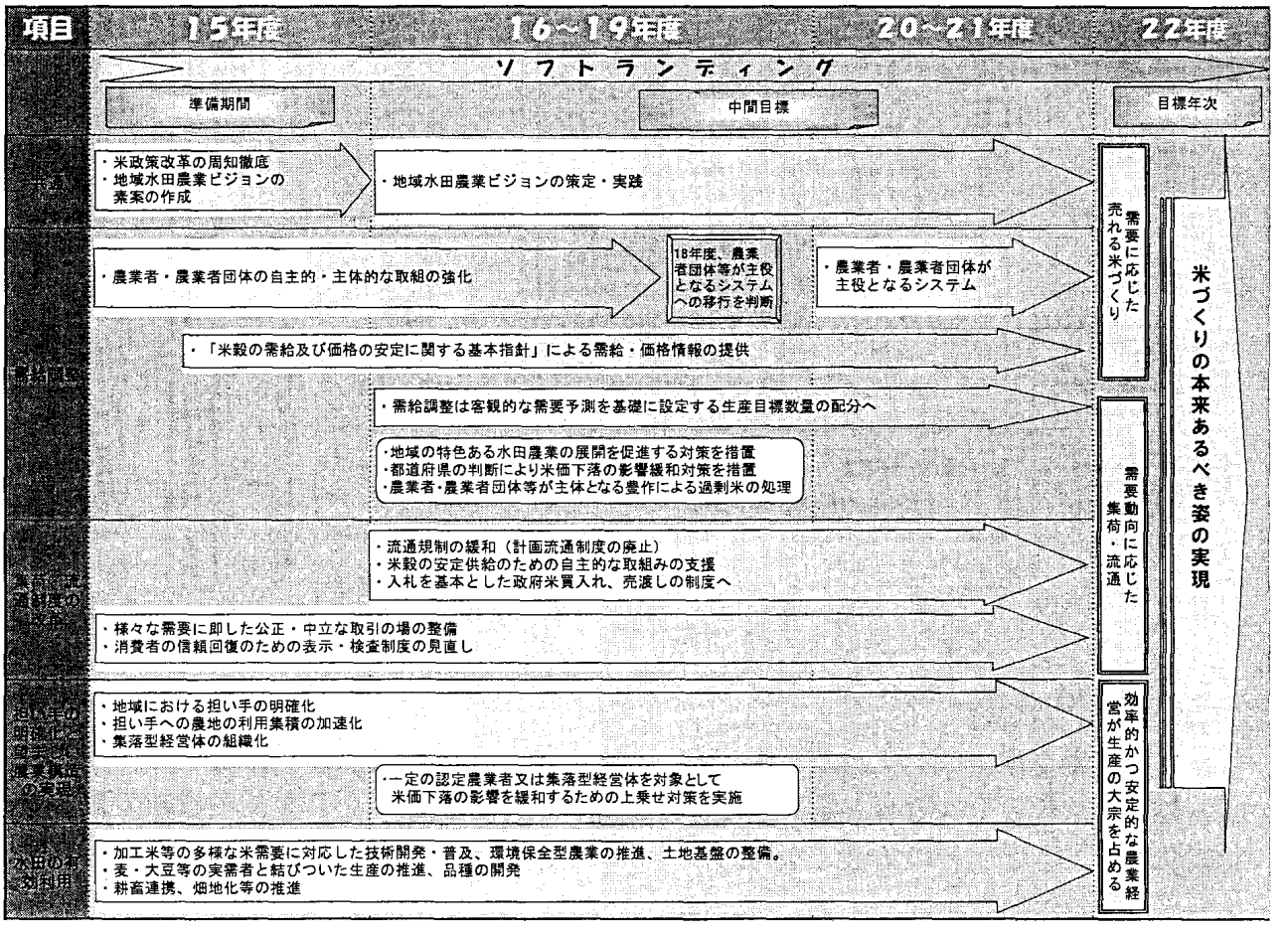

また、担い手に対する支援の集中化・重点化や農地の利用集積の推進、新規就農の促進等による人材の育成及び確保、技術開発の重点的・効果的な推進等を図るとともに、営農・経済事業をはじめとする農協系統組織の改革、農業委員会組織のスリム化・業務の効率化、協同農業普及事業の重点化、効率化等を推進する。

さらに、循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向け、バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、バイオマスの収集・変換・利用システムの構築や利活用の高度化等を促進する。

(4) 農村の振興に関する施策

都市と農山漁村の共生・対流を推進するため、地域住民等の主体的な参画による風格ある美しい農山漁村づくり、「一地域一観光」の実現に向けた国民運動の展開、農山漁村資源の観光活用を図るグリーン・ツーリズムの提案・普及等を実施する。

また、農業生産基盤と生活環境の整備等を総合的に推進するとともに、中山間地域等直接支払制度等の中山間地域等の振興に関する施策等を推進する。

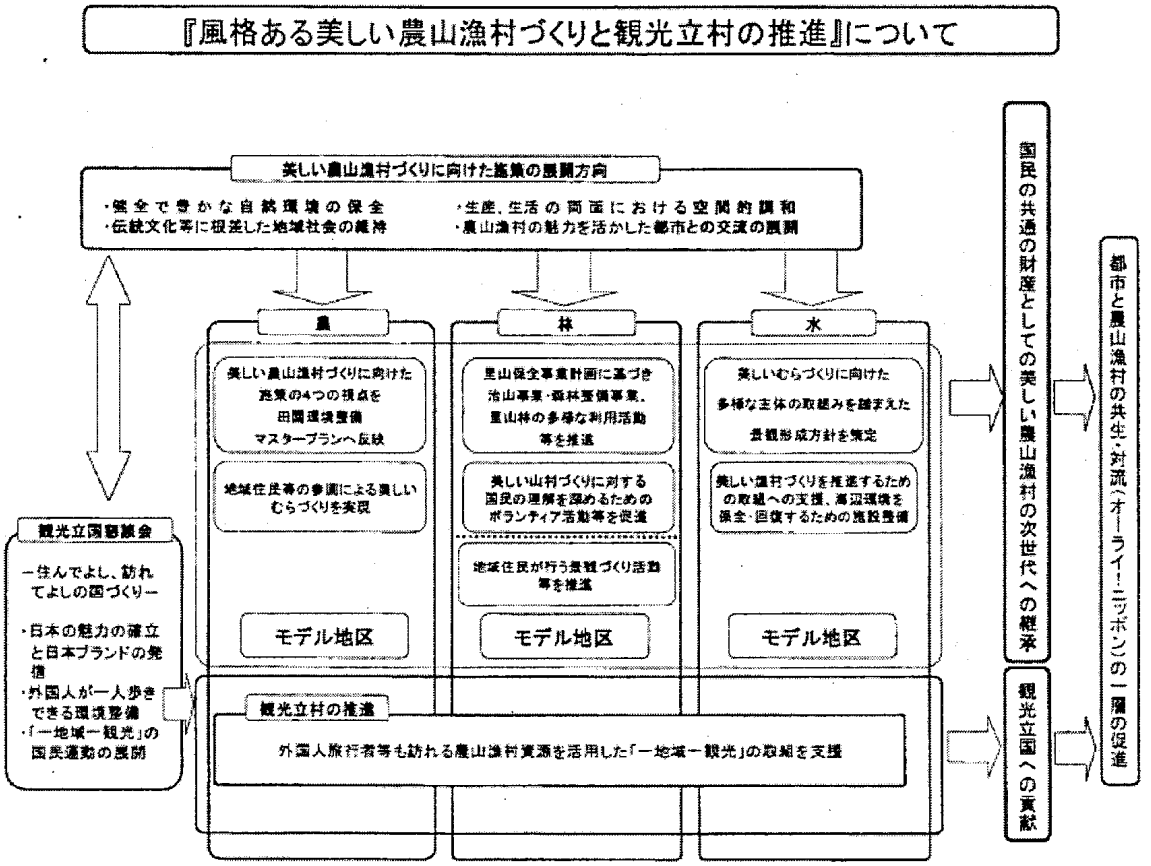

(5) 国際交渉への取組

ＷＴＯ農業交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念とし、我が国の主張に対して関心を共有する国々を拡大するように働きかけ、農業のもつ多面的機能の維持等の観点から、品目ごとの柔軟性が確保し得る現実的で柔軟性のある貿易ルールを確立するべく、交渉に取り組む。

ＦＴＡを含む経済連携への取組については、相手国によってそれぞれ異なる、我が国

農林水産業との関連度合や貿易事情等の諸事情について情報収集や分析を行い、我が国の農林水産業の多面的機能の発揮、食料安全保障の確保や農林水産業の構造改革の進展度合にも十分配慮しながら、積極的かつ戦略的に対応していく。

3　財政措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な財政措置を講ずることとし、平成16年度農業関係一般会計予算額は、総額２兆3,237億円を計上している。これにより、米政策改革の着実な実施等農業構造改革を促進するとともに、食品のリスク管理や表示の適正化の一層の徹底等食の安全・安心の確保と食品産業の活性化、風格ある美しい農山漁村づくり等都市と農山漁村の共生・対流の促進等を図ることとしている。

また、平成16年度の農林水産省関係の財政投融資額は2,309億円を計上している。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融資計画額で1,850億円となっている。

○　過去３か年の農業予算の推移

（単位：億円、％）

	14年度（比率）	15年度（比率）	16年度（比率）
農業予算総額	24,172（100.0）	23,605（100.0）	23,237（100.0）
非公共事業費	14,720（ 60.9）	14,607（ 61.9）	14,688（ 63.2）
公共事業費	9,453（ 39.1）	8,998（ 38.1）	8,549（ 36.8）

注：当初予算。NTT事業分及び償還時補助分を除く。

4　立法措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、第159回国会に以下の法案等を提出する。

- 「卸売市場法の一部を改正する法律案」
- 「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案」
- 「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案」
- 「農業改良助長法の一部を改正する法律案」
- 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」
- 「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案」
- 「競馬法の一部を改正する法律案」

5　税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講ずる。

（１）農業経営・構造等対策

（ア）　改正食糧法に基づき設立される米穀安定供給確保支援機構が行う業務について以下の特例措置を講ずる。

①　集荷円滑化対策業務及び債務保証業務を公益法人等の収益事業から除外（法人税）

②　集荷円滑化対策業務にかかる負担金を必要経費または損金に算入（所得税・法人税）

（イ）　りんご樹の耐用年数（現行27年）について、新たに「わい化りんご樹」の区分を設け、その耐用年数を20年とする。（所得税・法人税）

（ウ）　平成15年度水田農業経営確立助成補助金等にかかる特例措置（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）を講ずる。（所得税・法人税）

（２）食品の流通・加工、環境等対策

（ア）　中核的地方卸売市場にかかる課税標準の軽減措置（５年間1/2）について、合併して一定規模以上となった地方卸売市場の開設者が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産を追加するとともに、適用期限を延長する。（固定資産税）

（イ）　「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物処理・保管用施設にかかる以下の特例措置について、それぞれ18年３月31日まで適用期限を延長する。

①　当該施設を取得した場合の特別償却制度（16%）（所得税・法人税）

②　当該施設にかかる課税標準の軽減措置（５年間1/2）（固定資産税）

６　金融措置

平成14年度に各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、わかりやすく、使いやすい制度に再構築したことを踏まえ、その普及・浸透を着実に図るとともに、重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の金融措置を講ずる。

（１）　農林漁業金融公庫資金

①　農業経営維持安定資金及び経営体育成強化資金について、負債の償還が困難となっている農業者に対し、償還負担の軽減を図るための資金の貸付適用期限等を延長する。

②　特定農産加工資金について、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、経営の改善を引き続き促進するため、適用期限を延長するなどの措置を講ずる。

③　16年度の貸付計画額を4,500億円とし、円滑な業務運営に資するため、農林漁業金融公庫に対し、一般会計から605億円を交付する。

なお、沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の融資制度において、農林漁業金融公庫と同様の措置を講ずる。

（２）農業近代化資金及び農業信用保証保険

農業近代化資金について、農業者等の資金需要に対応するため、都道府県等に対して利子補給補助等の助成措置を講ずる。

また、農業信用保証保険について、債務保証の円滑化を図るため、農業信用基金協会への都道府県の助成に対する補助を実施する。

（３）農業改良資金

担い手の創意工夫による新たな作目や加工分野への進出、新たな技術や生産方式の導入の取組を引き続き支援するとともに、新たに農作業の受託料相当額を貸付対象にするなどの所要の措置を講ずる。

７　政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進することにより、食料・農業・農村基本法及び同基本計画に則した施策の効果の評価を行い、その結果を踏まえて施策内容等の不断の見直しを行う。